

別表 1

■警戒ステージを踏まえた「どうみん割」の運用について

対応内容		警戒ステージ	「どうみん割」の運用
振興局管内での注意呼びかけ		1	<ul style="list-style-type: none"> ・対象振興局が地元住民のみならず、旅行者及び事業者に対してもアナウンスする。 ・HP等を通じ、警戒情報を旅行前に確認し、呼びかけに沿った行動をするよう促す。
特別措置法第24条 第9項に基づく要請	個々の行動変容に対する 協力を要請	2	<ul style="list-style-type: none"> ○行動制限を伴わないアラート（注意喚起等）の場合 ・HP等を通じ、警戒情報を旅行前に確認し、アラートに沿った行動をするよう促す。
	感染状況を踏まえたより強い行動 変容に対する協力を要請	3	<ul style="list-style-type: none"> ○特定の地域を対象とした行動制限（外出、移動）アラートの場合 →当該地域に在住する道民の利用、所在する施設での利用を原則休止 ・その場合のキャンセル料は施設側の負担とし、利用者に求めない。
	事業者に対する施設の使用制限な ど強い協力を要請	4	<ul style="list-style-type: none"> ○全道を対象とした行動制限（外出、移動）アラートの場合 →事業全体の休止 ・その場合のキャンセル料は施設側の負担とし、利用者に求めない。
特別措置法第24条第9項 及び 第45条に基づく要請	国の緊急事態宣言を踏まえ、 さらに強い協力を要請	5	<ul style="list-style-type: none"> →事業全体の休止 ・その場合のキャンセル料は施設側の負担とし、利用者に求めない。